

平成28年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成28年3月8日(火)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	佐々木君男君
企画財政課長	千葉伸吾君	税務課長	残間俊典君
町民課長	武藤浩道君	保健福祉課長	安海洋一君
農政商工課長	伊藤長治君	地域整備課長	櫻井孝則君
会計管理者	小畑正勝君	教育課長	浅野辰夫君
公民館長	熊谷正伸君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 三浦光 主事 佐藤聖大

---

議事日程第4号

平成28年3月8日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第34号 工事請負契約の締結について

日程第3	議案第25号	平成28年度大郷町一般会計予算
日程第4	議案第26号	平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第27号	平成28年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第28号	平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第29号	平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第30号	平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第31号	平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第10	議案第32号	平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第11	議案第33号	平成28年度大郷町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した案件  
議事日程と同じ

---

午 前 10時 開 議

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番佐藤千加雄議員及び4番石川壽和議員を指名いたします。

---

日程第2 議案第34号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） おはようございます。

今回の提案でございますが、1期工事ということでの提案でございます。この事業全体の概要についてどのぐらいの事業になるのか、まずお聞きしておきたいと思っております。素人考えで、あのぐらいの平坦地を譲

り受けて造成するという事は、まさかこんなにかかると思っておりますが、今回の1期工事で1億7,400万円という工事金額が示されたわけですが、これぐらいに加算されると。一般的になかなかああいうところ、かからないというようなことを私なりに思うんですが、素人の考え、多く庶民も思っていると思うんですが、このような工事費になったその辺の要因についてお聞きしておきたいと思っております。今回初めての造成費が幾らぐらいかかるか、また、多額の工事費になるという私なりの認識ですが、そのことに至った経過について。よくたゞより高いものはないなどと言われますが、ただでもらったものの、実際手をつけてみるとかなりの高いものになってしまうのではないかという気持ちもするわけですが、その辺執行部はどのように考えておられるのかお聞きしておきたいと思っております。

また、今回の契約相手でございます城北興業株式会社、これまで余り、入札調書を見ておりましたも大郷には実績がほとんどないのではないかという感じを受けるわけですが、その辺についてどのような判断をなされたのかお聞きしたいと思っております。

先日、地元の業者の皆さん方といろいろ公共事業のことも含めた中での懇談会がありました。そういう中で、もちろんあらゆる取り決めの中で、町としてクリアされなければならないものが必要で今回のこの相手方になったと思うんですが、地元の業者の皆さん方は何らかの形であらゆる町の事業にももっともっと参加したいという声がありました。そういう点で町長にお願いしたところ、一部の金額について、いわゆる一般競争入札の価格について前向きに、額を入札しやすいような、地元の業者ももっと入りやすいようにしたいような金額、地元の業者の工事の範囲を守る、そういう方向に町長も考えているという話が業者側から出されましたが、どうも議会にも何らそういう話がない中で、どういう形で出てくるのかという疑問も持ちました。地元の業者をある程度支援するという事も大事でございますが、1円でも効率のよい事業、一方でよりスピーディーにお願いしたいという中での公共事業を考えた場合に、町長は、公共事業のいわゆる一般競争入札する価格の見直しについてどのように考えているのか、あわせてお聞きしたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

まず、今回の事業でございますが、きのうも申し上げました2カ年工事で造成工事を予定しております。それで、今年度予算が2億6,600万

円ほどでございます。その中の一部の1億7,000何がしの工事でございます。それから、28年度、1億5,000万円の予定としておりまして、造成工事全体に係る事業費が4億1,600万円ほどでございます。

今回の事業ですけれども、きのうも申し上げましたように、造成の概要はほとんど土工事関係が主なものでございまして、残されているのがライフライン関係、水道の埋設、下水道管の埋設、それから擁壁工、調整池施工が残っている工事でございます。それらを合わせまして4億1,600万円ということでありまして。

それで、今回土工事の割にちょっと金額が高いという御指摘があったんですけれども、当然ここは今現在、田んぼがほとんどでございます。それでかなり地盤が悪いということで、土の置きかえ、悪い部分を搬出しましていい土を入れる工事ということで土工がかなりの金額を占めている状況でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） それでは、入札の地元業者の育成の観点からのお話でございますけれども、昨年7月1日でしたか、町、それから議会のほうに、町内の建設災害防止協議会のほうから入札制度の改善についての要望が上げられました。その中で、災害の3.11の災害復旧工事が町の中で完了した中で、そして公共工事の発注の減少が見込まれる中で、地元業者の育成について考えていただきたいという内容でございました。町といたしまして、その件について検討を重ねてまいりました。

まず、1点につきましては、入札の指名の競争入札参加者の資格を定める基準がございます。これは経営事項審査の総合評定によりましてAランク、Bランク、Cランクの格付をしております。それに基づきまして、ランクごとに請負工事金額の範囲を設定しております。これに基づきまして、ランクの点数につきましては、今、経営事項審査の総合評点が1,000点以上をAランクとしておりますけれども、これを850点以上という改正。それから、請負工事の対象につきましても、Aランクは8,000万円以上でございましたけれども、これは1億円以上という改正について検討をしております。そして、これにつきましては、年度の途中での改正ということになりますといろいろ問題があるかと思っております。本年の4月1日から施行したいと考えております。これによりまして、町内業者の指名の参加の範囲が広がるということでございます。

なお、これにつきましては、もちろん指名の範囲が広がるわけですが、工場の品質の確保が前提でございますので、適格な工事施工を

さらに業者さんのほうに、町の工事に当たっての監督員等々からの的確なる指示を發してまいりたいと考えてございます。そのような観点で、平成28年4月1日から指名基準等々の見直しを実施するとなつてございます。

また、同じように一般競争入札の件のお話がありましたけれども、これにつきましては、ただいま町の試行要綱という形で対象工事1,000万円以上の建設工事となつてございますが、この一般競争につきまして現在の要綱は平成13年4月に制定されてございます。したがいまして、当時から比べますと工事費につきましてもいろいろな価格の高騰等によりまして、1.5倍あるいは1.6倍以上になっているという状況にございます。したがいまして、これにつきましても一般競争入札は4月1日から基本的に2,000万円以上の建設工事というふうにしたいと思つてございます。

そしてなおかつ、現在一般競争入札試行要綱になつてございますけれども、試行を取り外し本格的な実施に向けて進めてまいりたいと思つてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 何で町長がという質問内容でありましたけれども、災害防止協議会の会長、副会長が私のところに要望活動に来て、そのときできるだけ地元の業者に仕事をやらせたいという意を伝えただけでございまして、何ら一切私はこの建設関係のほうにタッチしておりませんので、ただそれだけでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） これまではほとんど実績のなかつた城北さんについてお聞きしたのですが、その答弁がなかつたんですが、その答弁をもらいたいと。

それから、今回の入札の金額、例えばAランクを8,000万円から1億円に上げるとか、あるいは一般競争入札を1,000万円から2,000万円にすると。このことについては、これは執行部のあれでできるような今の内容だったんですが、議会には特別必要なかつたのかどうか。私はある程度こういうのを、公共事業ですからこういうラインというのは、議会に何らかの形で業者に示す前に、議会にある程度の話があつてしかりかなと思つたんですが、業者のほうからそれが出ましたから、我々がそれを知らなかつたというのもおかしいもんだなということで、あえて町長、どういう経過なのやということで今お聞きしたわけですが、もう一度その辺、どういう今の決まりになっているかは別にして、やはりこういう方

向でいきたいんだという相談が、今、私があえて今回の契約について関連してお聞きしたのに対する答弁があって初めてわかったわけですが、その辺の考え方について町としての姿勢を何らかの形で議会側にも早く示すべきではないかと思うんですが、その辺何か問題があるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、よく地元の業者の、7社しかいない業者の中で、それぞれの業者の能力を見れば小さいんですが、いわゆるジョイントを組んでこういう事業に対応するというようなことになった場合に、ある程度もちろん実績も問われると思うんですが、本当に少ないこういう事業の中で、やはり町の厳しいいわゆる設計費の中でその辺の、まともに投げるのではなく競争に参加できるような形で何らかの支援ができなかったのかと思いつつ、一方ではそういうことも感じながら、また無理なところもちょっとあるのではないかと思いつつ、その辺について町でどのように考えておられるのか、改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、課長にお聞きしたいんですが、造成分幾らかかるんだという質問の中で、2期で4億1,600万円と出たようですが、これに水道とかいろんな公共下水、そういうものも含めた金額がこうなのか。それを足されると、何か最後に出た言葉がちょっと聞き取れなかったもので、最終的には、さあどうぞ分譲します、入ってくださいというときに、分譲宅地で最終的には今の見通しの中で、坪になりますか、平米になりますか、どのぐらいになるものなのか、その辺お聞きしておきたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、私のほうから城北興業さんにつきまして御説明をさせていただきたいと思います。

こちらの事業者さんですけれども、本社が東京本社の会社さんということになっておりまして、資本金は4,000万円。支店関係は本店が東京、それから中央支店というのが同じく東京にございまして、そのほかは仙台支店、東京支店という支店がある会社でございまして。

それで、こちらの会社なんですけれども、七、八年前から主に県関係の仕事に関して仕事をされていたということになってございまして、主に平成20年度あたりから仙台港の後背地、土地区画整理事務所の関係の工事のほうを主に受注された会社でございまして。

今回、3月になりまして手持ち工事のほうがなくなるといったようなこともありましたので、本町の一般競争入札公告を見てそれに申請をし

てきたといったような内容でございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 競争入札参加者の資格を定める基準の改正並びに一般競争入札の試行要綱の改正の件でございますけれども、これにつきましては、町の工事請負業者審査委員会規程がございまして、これらの中で決定をするという形になっております。したがって、議会への議決事項ではございません。

ただ、4月1日からこのような形で施行する内容になっておりますので、この規程の改正によりまして、後ほど町の例規集の中でも改正されるわけでございますけれども、事前に何らかの形でペーパーでもってお知らせをしたいと思っております。

それから、先ほど今回の工事の町内業者が参加できる形にならなかったのかというお尋ねでございます。確かに今回は土木一式でAランク以上という公告をしてございますけれども、町の中で共同企業体の運用基準がございまして、これに基づきましても、これも検討させていただきましたけれども、数社が共同体を構成した中で参加できないかということも検討しましたが、その際の格付につきましても一番上のランク、町で現在は土木の関係ではBランクでございます。したがって、その一番上のランクのものをもってランク付をするという基準になってございますので、共同体を構成してもAランクには達しないということでございます。

なお、現在の町の共同企業体の運用基準の中では、対象工事が土木工事で6億円以上、そして、ただし書きで6億円のおおむね2分の1以上の工事、いわゆる3億円以上の工事と限定しておりますので、今回については町内の業者さんが参加できる状況にはなかったということでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） お答えいたします。

先ほど足りなかったようなんですけれども、4億1,600万円、先ほど言いましたけれども、これはあくまで全部、建物を建てる、敷地造成、完了した場合の金額でありまして、先ほど言った舗装場で上下水が入って側溝関係で、全部完成形で4億1,600万円でございます。

それで、当然公営住宅の分は国庫補助対象ですけれども、敷地分譲に関しては町単独事業ということでやりますけれども、この割合が住宅の分が58%、造成の分が42%ということで、当然、造成の分ではなくても

道路関係、下水関係、調整池関係も含めての今の割合でございます。ですから、今言った公営住宅法に基づく事業費が、今の全体の事業費から掛けますと事業費で2億4,100万円ほどになります。残りが造成分ということになります。ですから、坪単価等をお示しすれば、今の残りの4億1,600万円から2億4,100万円を引きまして割れば1区画当たりが出ますけれども、今ちょっと計算機がありませんけれども、そういうふうになります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、総工事費で4億1,600万円から2億4,100万円を引いたところ、その差額が分譲のいわゆる単純な、今回分譲する対象の金額になると。分譲地の面積をこれで割れば、平米なり坪なりの単価も出てくると理解していいんですか。そうなれば逆に、なかなかわからないもので、分譲の面積というのは幾らになるのか。面積を教えてもらえばあとは私が計算しますから。できるなら教えてほしいんですが。それだけです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） 今言っただけ単に分譲地ではなくて、先ほど申し上げましたけれども道路関係、緑地、調整池等も含まれておりますので、それらを含めての42%なものですから、坪単価とそういった計算になるかと思うんですけれども。ちょっと全体面積が、1万7,000平米ですね。

議長（石川良彦君） あと詳細については、ペーパーで出させていただくように。

地域整備課長（櫻井孝則君） 済みません。そういうことでございます。

議長（石川良彦君） 千葉議員さん、後でいただいでください。担当課で用意させていただきますから。よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） きのお説明があったと思うんですけれども、ちょっと聞き逃したので。今回は低入札、価格を下回ったけれども、再度確認したらオーケーというふうなことになっていると。前にも低入札価格というのがあって、そこは失格になっているんですけれどもね。その場合と今回の違いを説明してほしいと思います。

それから、第2点目として、入札条件を見直しています、4月からやりますよということで、見直した場合に、現状の町内の業者が何社くらいその資格が出てくるのかというのを教えてほしいのと、それから、町内への貢献度、例えば災害のときにいろいろ応援してくれる、雪が降っ

たときにすぐ払ってくれるというか、そういう貢献度も加味した総合評価、そういうやつも検討すべきではないかと思うんですけども、この件に関して所感をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問の失格の件については、この資料の例えば4であるところの最低制限価格を下回って入札をされたといった場合に、その業者が失格となったといったような場合でございまして、今回は最低制限価格は上回っているんですけども、基準となる設定した価格を下回りましたので、その辺適正な工事の施工が可能かどうか調査をしたといった内容でございまして。

それからもう一つ、格付移動の関係でございまして、4月1日の格付の移動に伴いまして、例としまして、土木の場合ですとBランクからAランクに1社格上げとなると。それから、同じく建築関係につきましても、1社がCからBへこれも格付が上がってまいります。それから、舗装等ですと2社がBからAのほうにランクが上がるといったような内容となっております。

それから、貢献度についての御質問でしたけれども、その貢献度という部分では、総合評価落札方式という方式をとりますと、その中で貢献度というのが算定されていることとなりますが、それにつきまして特殊な技術を要する工事等に限ってただいま運用してございまして、今回のような件につきましては通常の一般競争となるものでございまして。

議長（石川良彦君） 7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 特殊な技術というのはわかりますけれども、それにプラスして町内への貢献度というものはできないんですか、その総合評価の中で。見直すというか、それを盛り込むということはできないんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

総合評価方式ですと、地域貢献度のポイントのほうが入っておりますのでそれも加味して判断されることになってございまして。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 地元の企業育成の観点からなんですが、ちょうどAランクの業者の下に地元企業、実行班として入っていただいて、書類上、表面的にやっぱりそういう実績を積んでいかないと、いつまでたっても地元企業がこの事業になかなか入ってこれないのかなと。だから、要は、

そのAランクの企業の管理の中で実行、どういうふうにしたらいいか、  
いろんなノウハウを蓄積して行って、地元の企業は地元の事業をやっ  
ていただきたいと。今度下請に入るかどうかわからないんですけども、  
あくまでも表面に出るそういう事業をしていただきたいなと今後考える  
んですが、その辺の考え方をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今回、競争入札参加者の資格を定める基準、改正を  
いたします。その中で、土木で申し上げますと町内業者はBランクとC  
ランクなんですね、現在は。それで、請負工事金額の範囲を今まではC  
ランクですと1,000万円未満の工事というふうにしておりましたけれど  
も、この改正によりまして2,000万円未満ということで、指名の基準、  
参加できる範囲は広がってまいります。

それから、Bランクにつきましても、今までは1,000万円以上8,000万  
円未満という形でしたけれども、これを2,000万円から1億円といたし  
ますので、対象工事の中に参加できる割合がふえてくるという内容の改  
正を目指しておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を  
終わります。

これより、議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決いたしま  
す。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を  
求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり  
可決されました。

---

日程第3 議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算

日程第4 議案第26号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予  
算

- 日程第5 議案第27号 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算  
 日程第6 議案第28号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計  
 予算  
 日程第7 議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算  
 日程第8 議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会  
 計予算  
 日程第9 議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別  
 会計予算  
 日程第10 議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業会計予算  
 日程第11 議案第33号 平成28年度大郷町水道事業会計予算

議長(石川良彦君) 日程第3、議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算、  
 日程第4、議案第26号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算、  
 日程第5、議案第27号 平成28年度大郷町介護保険特別会計予算、日程  
 第6、議案第28号 平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日  
 程第7、議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程  
 第8、議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、  
 日程第9、議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計  
 予算、日程第10、議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会  
 計予算、日程第11、議案第33号 平成28年度大郷町水道事業会計予算を  
 一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第25号及び議案第32号について説明を求めます。企画財政  
 課長。

企画財政課長(千葉伸吾君) それでは、まず初めに議案第25号一般会計予算  
 についての提案理由の御説明から申し上げたいと思います。

予算に関する説明書の2ページを開いていただきたいと思います。

議案第25号 平成28年度大郷町一般会計予算。

平成28年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億7,860万円と定  
 める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表  
 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務

を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤間正幸

まず、初めに平成28年度予算の概略について触れてまいりたいと思います。

予算総額は48億7,860万円と、前年比で3億5,090万円、率にしますとプラス7.75%ということで平成27年度を上回る予算となったところでございます。これにつきましては、前年度の当初予算に計上しておりました台風19号災に関する災害復旧費予算、1億7,000万円ほど減少した一方で、前年度からの継続事業となる児童館の建設事業に2億6,700万円、町道東成田新田線、上戸線改良舗装工事費、計2億8,000万円、それから■■■■団地の造成工事費等に1億1,300万円、同じく宅地分譲事業会計の繰出金4,400万円、これらの影響による内容でございます。

これらのほか、平成28年度予算の特徴的なものとしたしましては、人口減少対策として策定した大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業といたしまして、住宅リフォーム並びに住宅取得助成、出産祝い金、すこやか子育て医療費の18歳までの拡充、子供の遊び場、親子の触れ合いの場としての郷郷ランドの拡張整備工事費などを計上しているところでございます。

一方、歳入面ですけれども、町税につきましては、緩やかな景気回復の影響等によりまして個人、法人町民税が増収の見込みであるほか、固

定資産税、それから税率改正の影響によります軽自動車税とも増収を見込んでおりますが、その影響につきましては、対前年度の当初予算費で約プラス3,000万円程度ということをごさいます、また28年度の国の地方財政対策におきまして一般財源の総額を前年比0.2%の増、これは国のほうで確保したと言っておりますものの、地方税の伸びを前提にしまして地方交付税の総額でマイナス0.3%、及び臨時財政対策債についてはマイナス16.3%と、この部分の増額が見込めない状況にありますことから、地方交付税については前年度並みの計上にとどめているものでございませう。

このような状況にある中におきまして、冒頭申し上げましたハード事業につきまして関係する国・県支出金を計上したほか、裏負担としての起債及び公共施設整備基金による繰り入れの措置を講じているところでございませう。

以上のようなことから、基金繰入金につきましては、前年比で約4,400万円増の5億3,400万円ほど、また町債につきましては、同じく2億2,600万円ほど増の5億9,200万円ほどを計上し、財源の調整を図ったものでございませう。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業費につきましては、未来づくり基金を充当しております。

概要については以上でございませう。

続きまして、3ページの第1表によりまして款項ごとに概要のほうを説明してまいります。

なお、予算額については千円単位により御説明したいと思います。

まず、歳入の部分になります。

第1款町税9億7,890万3,000円。全体では前年比でプラス3.2%、3,001万5,000円の増となっております。

第1項町民税2億9,509万4,000円。個人、法人税ともに増となっております。

第2項固定資産税5億5,874万3,000円。前年比で2.6%の増でございませう。

第3項軽自動車税2,781万6,000円。これは本年4月以降の税率改正等の影響を見込んだ内容となっております。

第4項町たばこ税9,500万円。

第5項入湯税225万円でございます。

続いて、第2款地方譲与税4,500万1,000円で、前年比では2.2%の減と

なっております。

第1項地方揮発油譲与税1,300万円。前年比で100万円の減でございます。

第2項自動車重量譲与税3,200万円。前年同額です。

第3項地方道路譲与税1,000円。こちらは科目計上のみとなっております。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金30万円。前年比で70万円の減でございます。こちら交付金関係につきましては、県の見込みとなっております。以下の交付金も同様の内容でございます。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金300万円。前年比では40万円の増です。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項株式等譲渡所得割交付金150万円。前年比110万円の増でございます。

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億4,800万円。前年比ですと2,100万円の増となっております。これは消費税率8%への増税の影響が平年度されたことに伴う増でございます。

続きまして、第1表は4ページの関係になります。

第7款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金5,900万円。前年同額でございます。

第8款自動車取得税交付金第1項自動車取得税交付金1,000万円。前年比100万円の増です。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金160万円。前年同額でございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税13億8,000万1,000円。普通交付税、特別交付税とも前年同額を計上してございます。

第11款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金109万6,000円。前年比8万6,000円の増でございます。

第12款分担金及び負担金3,019万4,000円。前年対比29万8,000円の増でございます。

第1項分担金232万円。内訳としましては、公民館味明分館のトイレの改修工事の分担金及び味明川の泉田堰の改修分担金でございます。

第2項負担金2,787万4,000円。保育所並びに放課後児童クラブ保育料等が主な内容でございます。

第13款使用料及び手数料7,692万8,000円。前年比で400万8,000円の増です。

第1項使用料5,713万1,000円。町営住宅使用料等でございます。

第2項手数料1,979万7,000円。諸証明手数料、廃棄物搬入手数料等になります。

第14款国庫支出金5億674万円。前年対比で7,234万8,000円の減となっております。

第1項国庫負担金1億9,257万7,000円。児童手当、障害福祉サービス費負担金等の民生費の負担金です。

第2項国庫補助金3億466万7,000円。公営住宅整備及び道路改良舗装等の社会資本整備総合交付金が主な内容でございます。

第3項委託金949万6,000円。基礎年金の事務交付金、粕川地区の堤防除草の委託金が主な内容となっております。

続きまして、第1表、5ページ関係になります。

第15款県支出金3億1,031万6,000円。前年比で9,273万円の増となっております。

第1項県負担金1億1,235万9,000円。国保の基盤安定負担金、児童手当負担金等が主な内容でございます。

第2項県補助金1億7,547万3,000円。心身障害者等の医療費助成、それから多面的機能支払交付金、農地中間管理機構集積協力金等が主なものでございます。

第3項委託金2,248万4,000円。個人県民税の徴収取扱費委託金等が主なものでございます。

第16款財産収入949万6,000円。前年とほぼ同額でございます。

第1項財産運用収入949万3,000円。

第2項財産売払収入3,000円。こちらは科目計上のみでございます。

第17款寄附金第1項寄附金635万3,000円。前年比536万円の増でございます。これは小型ポンプに係る消防費の寄附金並びにふるさと納税に関する寄附金でございます。

第18款繰入金5億3,449万1,000円。前年比で4,465万2,000円の増でございます。

第1項基金繰入金5億3,448万8,000円。ハード事業に関する財源不足分についての公共施設整備基金並びに財源調整としての財政調整基金などからの繰り入れでございます。

第2項特別会計繰入金3,000円。こちらは科目計上のみでございます。

第19款繰越金第1項繰越金4,000万円。こちらは前年同額でございます。

続きまして、6ページ関係になります。

第20款諸収入1億4,308万1,000円。前年対比で200万7,000円の減でございます。

第1項延滞金加算金及び過料は5万円。

第2項町預金利子6万2,000円。

第3項貸付金元利収入3,980万6,000円。こちらは奨学資金等の貸付金の約定返済金でございます。

第4項受託事業収入294万6,000円。こちらは後期高齢者健康診査受託事業収入等でございます。

第5項雑入5,451万7,000円。これは各種検診の自己負担金、学校給食費などが主な内容でございます。

第6項ポートピア事業交付金2,400万円。第7項場外馬券場所在区市町村交付金2,170万円。両方とも前年より増を見込んでございます。

第21款町債第1項町債5億9,260万円。前年比2億2,620万円の増でございます。これは児童館建設に係る地域活性化事業債2億4,070万円等の影響によるものでございます。

以上、歳入合計48億7,860万円でございます。

続きまして、歳出について7ページで御説明をしております。

第1款議会費第1項議会費9,619万3,000円。前年比9.3%の減でございます。議員報酬、費用弁償、事務局職員給料等でございます。

第2款総務費7億1,455万円。前年比では2,261万3,000円の増でございます。

第1項総務管理費5億8,709万9,000円。こちらは総務部門の人件費、行政区運営費、それから公有財産並びに情報システム等の管理費、住民バスの運行費などに係るものでございます。

第2項徴税费8,647万6,000円です。こちらは人件費と経常的な賦課徴収費のほか、平成28年度においては平成30年度評価がえに伴う土地鑑定評価業務及び航空写真撮影業務を計上してございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3,134万8,000円。

第4項選挙費753万円。

第5項統計調査費78万5,000円。

第6項監査委員費131万2,000円でございます。

続きまして、第3款民生費12億7,182万7,000円で、前年比では2億8,857万円の増となっております。

第1項社会福祉費6億8,676万2,000円。こちらは人件費のほか各種福祉関連経費、国保会計等への繰出金等ございまして、平成28年度事業

として老人ふれあいの家のトイレ等の改修工事費を計上したところでございます。

第2項児童福祉費5億8,506万5,000円です。こちらは保育所、児童クラブの運営経費、医療費助成等のほか、平成28年度事業といたしまして児童館建設費を計上したところでございます。また、少子化対策といたしまして、すこやか子育て医療費助成は、対象者を満18歳まで拡大したほか出産祝い金を新たに計上したところでございます。

続きまして、第4款衛生費4億3,082万1,000円。前年比で8,692万6,000円の増となっております。

第1項保健衛生費1億4,443万円。人件費のほか検診、予防接種経費、生活環境対策費等でございます。こちらでは不妊治療助成金を新たに計上したところでございます。

第2項病院費6,334万2,000円です。

それから、第3項清掃費2億1,798万9,000円でございます。ごみ処理、し尿処理の黒川地域行政事務組合の負担金及びごみ収集運搬業務等でございます。ごみ焼却施設整備に関する黒川地域行政事務組合負担金の増によりまして、前年比で7,100万円ほどの増となったものでございます。

第4項上水道費506万円でございます。水道事業会計への補助金になります。

続きまして、8ページ関係になります。

第5款農林水産業費3億4,154万7,000円。前年比では1億2,134万3,000円の増でございます。

第1項農業費3億4,039万3,000円。人件費のほか農業委員会の運営経費、農業関係への各種補助金等のほか、農集排への繰出金等について計上してございます。

第2項林業費115万4,000円でございます。

続きまして、第6款商工費第1項商工費3,085万円。前年比では43.1%ほど増となっております。こちらは配置職員の増によりふえた内容となっております。人件費のほか、くろかわ商工会への補助、割増商品券の発行事業補助等を計上してございます。

続いて、第7款土木費8億55万4,000円。前年比では4,048万9,000円の増でございます。

第1項土木管理費は3,231万2,000円。こちらは人件費と管理経費です。

第2項道路橋梁費4億438万3,000円。こちらは道路台帳の作成業務、緊急維持工事費などを計上いたしましたほか、継続事業となっております。

す町道の改良舗装工事並びに橋梁の修繕工事費等を計上したものでございます。

第3項河川費713万8,000円。これは粕川地区の堤防除草作業が主なものでございます。

第4項住宅費1億1,874万円。町営住宅の維持管理費のほか、■■■■団地の造成工事費並びに建物の設計業務等を計上したものでございます。

第5項都市計画費2億3,798万1,000円。こちらは公園管理費、下水道会計等への繰り出しのほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業といたしまして郷郷ランドの増設整備工事費並びに住宅リフォーム助成金等を計上したものでございます。

第8款消防費第1項消防費1億9,769万6,000円。前年比では5%の増となっております。消防団報酬並びに黒川地域行政事務組合の負担金等となっております。

続きまして、第9款教育費5億4,367万1,000円。前年比では4,356万8,000円の減でございます。

第1項教育総務費9,314万4,000円。こちらは人件費並びに奨学資金の貸付等の内容でございます。

第2項小学校費7,761万2,000円。職員人件費、教材備品購入費等学校の管理費でございます。平成28年度事業といたしましてプールの補修工事を予定しているところでございます。

第3項中学校費4,534万6,000円。内容については、小学校と同様の内容となっておりますが、中学校費においては、平成28年度事業といたしまして屋上の防水シート修繕工事費を計上しているところでございます。

第4項幼稚園費1億948万4,000円です。人件費、施設管理経費等になります。

第5項社会教育費9,278万3,000円。こちらは人件費のほか社会教育、公民館関連事業、施設管理費などを計上しているところでございます。

第6項保健体育費1億2,530万2,000円でございます。職員人件費のほか、社会体育事業並びに学校給食事業等を計上している内容でございます。

続いて、第1表は9ページのほうにまいりまして、第10款になります。災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費、これは2万円でございます。前年度は災害復旧費を計上しておりましたけれども、今年度は基金の利子積み立てのみの計上でございます。

第11款公債費第1項公債費4億4,087万1,000円。ほぼ前年同額で0.2%の減といったようなところでございます。

最後になります。第12款予備費第1項予備費は前年同額の1,000万円を計上してございます。

以上、歳出計48億7,860万円でございます。

続きまして、10ページによりまして債務負担行為について御説明をいたします。事項、期間、限度額の順に御説明申し上げます。

1、役場庁舎内電話設備保守業務、期間は平成28年度から29年度まで、限度額5万円です。庁舎の電話設備の保守業務を2年間の契約とするものでございます。

2、小規模事業者経営改善資金利子補給、期間は平成28年度から31年度まで、限度額88万9,000円。これは1%の利子補給を3年間にわたり実施する内容でございます。

3、郷郷ランド公園増設敷地借上料、期間は平成28年度から42年度まで、限度額425万6,000円でございます。郷郷ランドの拡張に係る用地につきまして15年間の借り上げとする内容でございます。

4、大郷町奨学資金貸与、平成28年度貸付分、期間は平成28年度から31年度まで、限度額2,016万円です。平成28年度の貸付者に関するものでございます。

5、大郷町学校給食調理業務等委託、期間は平成28年度から31年度まで、限度額4,648万3,000円でございます。平成28年8月から3年間の業務委託とする内容となっております。

それでは、11ページに移っていただきまして、地方債につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、1、臨時財政対策債。平成28年度の地方財政計画に基づく発行見込み額による限度額の計上でございます。限度額1億5,100万円。起債の方法は証書借入。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率としておりまして、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借りかえすることができるものとしております。この起債につきましては、後年度100%の交付税措置がされるものでございます。

続きまして、2、道路等整備事業。これは社総交の交付金事業に關す

る起債となっております。限度額は1億2,800万円。起債の方法、以下につきましては、臨時財政対策債と同様の内容でございます。本事業に関する充当率は、補助裏に対しまして90%となりまして、この充当率90%のうち財源対策部分である40%に対しまして後年度50%の交付税措置が講じられるものでございます。

3、公営住宅建設事業。■■■■団地造成工事等に係る社会資本整備総合交付金事業に関するものでございます。限度額5,670万円。起債の方法、以下につきましては、同様でございます。本事業に関する充当率は100%、こちらについて交付税措置は特段ございません。

4、災害援護資金貸付金。東日本大震災の全壊世帯に対する貸付金となります。限度額は500万円。起債の方法、以下につきましては、同様でございます。

5、児童館建設事業。児童館建設に係る一般単独事業債となります。限度額、2億4,070万円。起債の方法、以下につきましては、同様でございます。本事業に関する充当率は90%、元利償還金の30%が後年度交付税措置されるものでございます。

6、農業基盤整備促進事業。これは味明川の泉田堰改修工事の県負担金に関する起債となっております、限度額は330万円。起債の方法、以下につきましては、前記同様でございます。こちら充当率は90%となっております。

7、水利施設整備事業。こちらは基幹水利施設ストックマネジメント事業による不来内排水機場の機能保全事業費の負担金に関する起債となります。限度額は790万円。起債の方法、以下は同じでございます。こちらも充当率は90%でございます。

以上、地方債の合計が5億9,260万円でございます。

一般会計につきましては、以上の内容となります。

続きまして、宅地分譲会計につきまして御説明申し上げます。

予算書につきましては、212ページをお開きいただきたいと思います。

議案第32号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

平成28年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,354万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表

歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

こちらでも予算の概略から御説明申し上げます。

本会計につきましては、昨年9月に新たに設置した特別会計となっております。平成27年度からの継続事業である■■■■団地に係る造成工事費のうち単独事業分及び平成27年度の借入債に関する償還利子について計上した内容でございます。

それでは、213ページの第1表によりまして款項ごとに概要を御説明申し上げます。

まず、歳入です。

第1款繰入金第1項他会計繰入金4,474万9,000円でございます。事業費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款町債第1項町債1,880万円でございます。これは本会計において執行する部分のうち、道路等の公共用地部分に関する起債となっております。また、充当率75%となっております。

続きまして、歳出です。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費6,314万9,000円でございます。敷地造成工事に係る単独事業分の計上となっております。

続いて、第2款公債費第1項公債費30万円です。これは平成27年度事業に関する起債3,330万円に係る償還利子を計上したものでございます。

第3款予備費第1項予備費10万円です。

以上、歳入歳出予算は6,354万9,000円となっております。昨年9月に計上した当会計に係る当初予算額との対比では、4,500万円ほどの減となったものでございます。

続いて、214ページ、地方債について御説明申し上げます。

1、公共用地整備事業、限度額につきましては1,880万円。起債の方法は証書借入となっております。利率並びに償還の方法については、一般会計と同様の内容でございます。

以上、地方債の合計が1,880万円。

以上で、議案第25号及び第32号の説明を終わります。それぞれの事項

別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前　11時04分　休 憩

---

午 前　11時14分　開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号及び議案第28号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（武藤浩道君）　議案第26号の提案理由を申し上げます。

予算書、110ページをお開き願います。

平成28年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,160万9,000円と定める。

2項　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は4,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条　地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日　提出

大郷町長　赤　間　正　幸

初めに、予算の概要を申し上げます。

総額は10億1,160万9,000円で、平成27年度当初予算と比較すると6,824万2,000円の減、率にして6.3%の減となりました。減となった要因は、保険給付費の退職被保険者の減による療養給付費の減と保険財政共同安定化事業拠出金の減が主なものでございます。

111ページをお開き願います。第1表　歳入歳出予算をお開き願います。それでは、歳入から款項ごとに御説明申し上げます。

1款国民健康保険税　1項国民健康保険税　1億8,448万9,000円は、保険

税収納見込み額で、前年と比較し被保険者の減、保険税負担軽減に伴う減で4,654万4,000円の減、率にして20.1%の減でございます。

2款使用料及び手数料1項手数料3万円は、保険税の督促手数料の収納見込み額でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1億4,677万5,000円は、療養給付費等負担金給付見込み額が主なもので、前年対比4.4%の減でございます。

2項国庫補助金3,785万4,000円は、財政調整交付金見込み額で、前年対比35.2%の減でございます。

4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金5,184万1,000円は、退職者療養費分で、前年対比38.2%の減でございます。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金2億1,679万3,000円で、前期高齢者加入者数による交付金の見込み額で、前年対比2,553万2,000円の増、率にして13.3%の増でございます。

6款県支出金1項県負担金726万3,000円は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査に係る負担金見込み額で、前年対比0.6%の増でございます。

2項県補助金3,739万8,000円は、財政調整交付金及び乳幼児医療費助成事業運営強化補助金見込み額で、前年対比4.5%の減でございます。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金2億1,412万円は、保険財政共同安定化事業交付金の見込み額で、前年対比3,576万9,000円の減、率にして14.3%の減でございます。

8款財産収入1項財産運用収入22万1,000円は、財政調整基金利子収入見込み額が主なものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金5,757万5,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金見込み額で、前年対比14.9%の増でございます。

2項基金繰入金5,618万1,000円は、国保財政調整基金からの繰り入れで財源調整でございます。

10款繰越金1項繰越金105万3,000円は、前年度からの繰越見込み額でございます。

11款諸収入1項延滞金加算金及び過料2,000円は、保険税の延滞見込みによる科目計上でございます。

2項雑入1万4,000円は、交通事故等第三者行為に係る納付金の見込み額でございます。

以上、歳入合計10億1,160万9,000円でございます。

次に、113ページの歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費351万7,000円は、国保事務共同処理委託料、レセプト点検業務委託料及び国保連合会負担金等の経費の計上でございます。

2 項徴税費267万7,000円は、保険税の賦課徴収経費及び保険税完納報奨金の計上でございます。

3 項運営協議会費24万8,000円は、国保運営協議会経費の計上でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 5 億2,875万9,000円は、一般及び退職被保険者に係る療養給付費及び診療報酬審査手数料の計上でございます。

2 項高額療養費6,943万4,000円は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

3 項移送費 2 万円は、前年同額の計上でございます。

4 項出産育児諸費630万4,000円は、出産育児一時金で前年同額の計上でございます。

5 項葬祭諸費100万円は、前年同額の計上でございます。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 億675万2,000円は、後期高齢者医療に対する支援金及び事務費に係る負担金の計上でございます。

4 款前期高齢者納付金等 1 項前期高齢者納付金等 6 万1,000円は、前期高齢者納付金及び関係事務費拠出金の計上でございます。

5 款老人保健拠出金 1 項老人保健拠出金6,000円は、事務費拠出金として前年同額の計上でございます。

6 款介護納付金 1 項介護納付金4,609万2,000円は、介護保険に係る納付金の計上でございます。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 2 億2,539万4,000円は、保険財政共同安定化事業拠出金の計上で、前年対比3,765万円の減、率にして14.3%の減でございます。

8 款保健事業費 1 項特定健康審査等事業費989万9,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に係る経費の計上でございます。

2 項保健事業費464万8,000円は、国保制度及び健康推進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成など疾病予防事業に要する経費の計上でございます。

9 款基金積立金 1 項基金積立金22万1,000円は、財政調整基金利子積立分の計上でございます。

10款公債費 1項一般公債費 9万4,000円は、診療報酬立てかえ手数料及び一時借入金利子の計上でございます。

11款諸支出金 1項償還金及び還付加算金105万2,000円は、一般及び退職被保険者の過年度分保険税還付金の計上でございます。

2項繰入金1,000円は科目計上でございます。

12款予備費 1項予備費550万円の計上でございます。

以上、歳出合計10億1,160万9,000円でございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、149ページをお開き願います。

議案第28号の提案理由を申し上げます。

平成28年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,319万8,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月3日 提出

大郷町町長 赤 間 正 幸

初めに、予算の概要を申し上げます。

総額は8,319万8,000円で、平成27年度当初予算と比較すると141万9,000円の減、率にして1.7%の減でございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

150ページの第1表 歳入歳出予算をお開き願います。

それでは、歳入から款項ごとに御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料 1項後期高齢者医療保険料5,299万3,000円は、年金からの保険料収納見込み額でございます。

2款使用料及び手数料 1項手数料3,000円は、保険料の督促手数料の見込み額でございます。

3款繰入金 1項一般会計繰入金3,008万9,000円は、事務費及び保険基

盤安定繰入金の一般会計からの収入見込み額でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金1,000円は科目計上でございます。

5 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料1,000円は、科目計上でございます。

2 項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の収入見込み額でございます。

3 項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計8,319万8,000円でございます。

次に、151ページの歳出について御説明申し上げます。

1 款総務費 1 項総務管理費61万5,000円は、制度の周知及び保険証発送などの一般事務に要する経費の計上でございます。

2 項徴収費 6 万4,000円は、保険料納付書印刷及び口座振替手数料に要する経費の計上でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,230万7,000円は、広域連合納付金の計上でございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の計上でございます。

2 項繰出金2,000円は、科目計上でございます。

4 款予備費 1 項予備費10万円の計上でございます。

以上、歳出合計8,319万8,000円でございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第26号及び議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第27号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（安海洋一君） それでは、議案第27号について御説明いたします。

130ページをごらんいただきます。

平成28年度大郷町介護保険特別会計予算。

平成28年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,610万9,000円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

初めに、予算の概要について前年度との比較で申し上げます。

まず、介護保険につきましては、1号被保険者数の増加により、前年度より1,041万1,000円の増額、率にして5.3%の増加を見込み計上しております。

保険給付費については、介護保険制度が導入された平成12年度以降、右肩上がりが増えてまいりましたが、平成26年度末から平成27年度にかけて初めて減少に転じております。介護認定者数が減少したことに加え、介護サービス受給者のうち保険給付額の高い要介護3以上の介護サービス受給者の減少が保険給付費減少の主な要因です。介護認定者数については、平成27年度後半においては横ばい傾向、年度末において増加傾向を示しております。また、老人福祉施設の待機者数が依然として高い水準にあることなどから、保険給付費の減少は一時的なものと考えており、緩やかではありますが再び増加に転じるものと見込んでおります。このことから、平成28年度の保険給付費については、前年度より1,050万7,000円の増、率にして1.1%の増加を見込んでおります。

また、介護保険法等の改正により、市町村の地域支援事業として創設された3事業のうち、認知症総合支援事業を平成28年度から実施する予定としております。これにより、地域支援事業費については前年度より553万7,000円の増額、率にして30%の増としてございます。

予算総額では、前年度対比0.9%の増、額にして933万4,000円の増額です。

それでは、歳入から御説明いたします。

次ページをお開き願います。

1款保険料1項介護保険料2億751万6,000円については、1号被保険者の現年度分及び滞納繰り越し分に係る保険料の収入見込み額です。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 万5,000円は、保険料の督促手数料による収入見込み額です。

3 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 2 億7,719万6,000円は、介護給付費及び地域支援事業に対する交付金の収入見込み額です。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 億6,985万6,000円は、介護給付費負担金の収入見込み額でございます。

2 項国庫補助金7,398万9,000円は、介護給付費に対する調整交付金、介護予防及び包括的支援事業に対する地域支援事業交付金によるものです。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 億5,016万3,000円は、介護給付費に対する負担金。

2 項県補助金430万7,000円は、介護予防及び包括的支援事業に対する地域支援事業交付金によるものでございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 万1,000円は、介護給付費準備基金利子の収入見込み額です。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 億4,303万6,000円は、介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減及び事務費に対する繰入金によるものです。

2 項基金繰入金は、項目のみの計上です。

8 款繰越金 1 項繰越金及び中間諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料については、項目のみの計上です。

2 項雑入については、臨時職員の雇用保険本人負担分が主なものでございます。

以上により、歳入総額を10億2,610万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費476万7,000円は、介護保険運営に要する事務費の支出見込み額です。前年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料の影響で706万6,000円の減額です。

2 項徴収費39万5,000円は、保険料徴収経費の支出見込み額です。

3 項介護認定審査会費877万4,000円は、介護認定審査及び審査会の運営経費に要する経費の支出見込み額です。

4 項運営協議会費22万9,000円は、介護保険運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会の運営経費の支出見込み額です。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 8 億6,268万3,000円について

は、要介護認定者に対する介護サービス給付費の支出見込み額です。前年度より282万2,000円の増額です。

2項介護予防サービス等諸費2,674万8,000円は、要支援認定者に対する介護予防サービス給付費で、前年度より522万7,000円の増額です。

3項高額介護サービス費2,241万6,000円は、前年度とほぼ同額です。

4項高額医療合算介護サービス等費297万3,000円は、前年度とほぼ同額です。

5項特定入所者介護サービス等費6,985万7,000円は、前年度より183万9,000円の増額です。

3款地域支援事業費1項介護予防事業費531万4,000円は、前年度とほぼ同額です。

2項包括的支援事業・任意事業費1,868万7,000円は、地域包括支援センター運營業務委託料、緊急通報システムに要する経費、認知症総合支援事業に要する経費の支出見込み額です。認知症総合支援事業関係経費の計上により前年度より575万7,000円の増額です。

4款基金積立金1項基金積立金2万2,000円は、介護給付費準備基金利子の積立金です。

5款公債費1項公債費5万円は、一時借入金の利子として前年度と同額を計上しております。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金19万3,000円は、保険料還付金の支出見込み額が主なものでございます。

7款繰出金1項繰出金は、項目のみの計上です。

8款予備費1項予備費300万円は、前年度と同額です。

以上により、歳出合計10億2,610万9,000円とするものです。

以上の内容です。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただき、御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第33号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） それでは、議案第29号につきまして御説明申し上げます。

157ページをお開き願います。

議案第29号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計予算。

平成28年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,437万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤間正幸

次ページをお開き願います。

まず初めに、加入状況についてでございますが、平成28年1月末における処理区域戸数1,199戸でございます。人口は3,658人であります。うち水洗化は915戸、人口は2,940人で、水洗化率は80.4%となっております。

平成28年度の予算につきましては、前年度比329万9,000円の減、率にして1.5%の減となっております。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金11万9,000円につきましては、受益者負担金の収入見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,351万9,000円につきましては、下水道使用料の収入見込み額でございます。

第2項手数料10万7,000円につきましては、公認業者、責任技術者登録手数料でございます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金1億6,562万3,000円につきましては、一般会計からの収入不足分の繰入金でございます。

第4款繰越金第1項繰越金160万円につきましては、前年度よりの繰越金の見込みを計上しております。

第5款諸収入第1項雑入1,000円につきましては、排水設備指定工事店保証金積立金分の利子でございます。

第6款国庫支出金第1項国庫補助金340万2,000円につきましては、長寿命化計画策定業務に係る国庫補助金でございます。

歳入合計で2億1,437万1,000円としてございます。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費6,115万1,000円につきましては、人件費、施設の維持管理に係る電気代、電話代、マンホールポンプの点検業務、料金徴収に係る料金計算業務委託料、長寿命化計画策定業務委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金等でございます。前年比221万7,000円の減であります。

第2項下水道建設費178万2,000円につきましては、公共汚水ます設置工事費等でございます。

第3項流域下水道費126万5,000円につきましては、吉田川流域下水道建設事業負担金及び公債費利子の負担金分でございます。

第2款公債費第1項公債費1億4,967万3,000円につきましては、下水道事業の元利償還金でございます。

第3款予備費第1項予備費50万円につきましては、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億1,437万1,000円とするものでございます。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為。

事項1、平成28年度大郷町水洗便所改造資金利子補給。期間が平成28年度から平成32年度までとするものでございまして、限度額につきましては5万1,000円とするものでございます。

2、平成28年度大郷町水洗便所改造資金損失補償で、期間は平成28年度から平成33年度まで、限度額は融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものでございます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

次に、175ページをお開き願います。

議案第30号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算。

平成28年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,760万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表

歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤 間 正 幸

次ページをお開き願います。

それでは、農集排の加入状況について御説明申し上げます。

平成28年1月末における集落区域内人口の戸数ですけれども240戸、人口は856人であります。うち水洗化戸数は182戸、人口は680人でございます。水洗化率は79.4%となっております。

平成28年度の予算につきましては、前年度比1,094万7,000円の増、率にして23.5%の増となっております。主な要因ですけれども、県道利府松山線下水道管移設工事に係る予算の計上のためでございます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金10万4,000円につきましては、受益者分担金の収入見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料587万2,000円につきましては、農業集落排水使用料の収入見込み額でございます。

第2項手数料1,000円につきましては、督促手数料の収入を見込んでございます。

第3款他会計繰入金第1項一般会計繰入金4,499万4,000円につきましては、一般会計からの収入不足分の繰入金を見込んでございます。

第4款繰越金第1項繰越金150万円につきましては、前年度と同額を見込んでおります。

第5款県支出金第1項県負担金513万円につきましては、県道利府松山線下水道管移設負担金を見込んでございます。

歳入合計で5,760万1,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費1,899万円につきましては、職員の人件費、マンホールポンプ、処理場の維持管理に係る経費、汚泥処理管理費、料金計算業務等の委託料、事務経費でござ

ございます。

第2項農業集落排水事業建設費1,097万3,000円につきましては、汚水ます設置工事及び県道利府松山線下水道管移設工事費でございます。

第2款公債費第1項公債費2,713万8,000円につきましては、起債の元利償還金でございます。

第3款予備費第1項予備費50万円につきましては、前年度と同額を計上してございます。

歳出合計で5,760万1,000円とするものでございます。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為。

事項1、平成28年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給で、期間は平成28年度から平成32年度まで、限度額を5万1,000円とするものでございます。

2、平成28年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償。期間は平成28年度から平成33年度までです。限度額につきましては、先ほどの下水道と同じでありますので省略させていただきます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

次に、193ページをお開き願います。

議案第31号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

平成28年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,787万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成28年3月3日 提出

次ページをお開き願います。

それでは、同じく平成28年1月末の浄化槽事業について御報告申し上げます。

浄化槽の設置基数ですけれども、530基でございます。水洗化人口2,110人となっております。計画処理区域人口3,967人に対し水洗化率は53.2%となっております。平成28年度の予算は、設置基数24基を見込み前年度と同基数としております。予算額は、前年度比267万7,000円の増、率にして4.1%の増となっております。増の要因ですけれども、維持管理費等の増となっております。

それでは、内容について御説明申し上げます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金123万5,000円につきましては、受益者分担金24基分の収入見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料1,914万2,000円につきましては、浄化槽使用料の収入見込み額を計上しております。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金675万円につきましては、設置基数24基分の国庫補助金でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2,765万2,000円につきましては、一般会計からの収入不足分の繰入金を見込んでおります。

第5款繰越金第1項繰越金150万につきましては、前年度の繰越金を見込んでの計上でございます。

第6款諸収入第1項雑入20万円については、消費税の還付金でございます。前年同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債1,140万円につきましては、浄化槽設置工事にかかわる起債でございます。前年度比50万円の減を見込んでございます。

歳入合計で6,787万9,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費4,032万円につきましては、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検業務、法定検査等委託料、排水設備設置に係る補助金等でございます。前年比201万5,000円の増となっております。

第2項合併浄化槽建設費2,025万4,000円につきましては、浄化槽設置工事及び事務費でございます。前年度比86万8,000円の減でございます。

第2款公債費第1項公債費680万5,000円につきましては、起債の元利及び利子償還金でございます。

第3款予備費第1項予備費50万円につきましては、前年度と同額計上してございます。

歳出合計で6,787万9,000円とするものでございます。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1、平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給でございます。期間につきましては、平成28年度から平成32年度までとし、限度額を1万4,000円とするものでございます。

2、平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償。期間は平成28年度から平成33年度まででございます。限度額に関しては、前事業と同で省略させていただきます。

第3表 地方債。

1、起債の目的、合併処理浄化槽整備事業でございます。限度額を1,140万円、起債の方法は証書借入、率は5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものでございます。

以上で第31号の説明を終わります。

議長（石川良彦君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域整備課長。

地域整備課長（櫻井孝則君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

218ページをお開き願います。

議案第33号につきまして御説明申し上げます。

平成28年度大郷町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成28年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数2,625戸。

(2) 年間総給水量84万8,000立米。

(3) 1日平均給水量2,323立米。

(4) 主要な建設改良事業。石綿セメント管更新工事、県道利府松山線配水管布設工事を予定し、金額は5,724万円であります。前年度比3,996万円の増を見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益で2億3,767万1,000円。前年度比2.2%の増を見込んでおります。

第1項営業収益で2億1,491万8,000円は、水道料金、開閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおります。

第2項営業外収益2,275万3,000円は、高料金対策補助金、預金の利子で、前年度比173万9,000円の増を見込んでおります。

次に、支出です。

第1款水道事業費用で2億973万1,000円。前年度比6.2%の減としております。

第1項営業費用で1億9,230万1,000円につきましては、水質検査委託料、漏水調査委託料、配水管電気設備修繕料、人件費、施設の電気料、受水費、減価償却費等でございます。

第2項営業外費用で1,642万9,000円につきましては、企業債の利息、消費税の納税額でございます。

第3項特別損失で1,000円。項目のみの計上でございます。

第4項予備費については、100万円を見込んでおります。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,349万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,057万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額292万2,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入で3,940万3,000円。前年度比2,219万9,000円の増であります。

第1項工事負担金1,780万円については、県道利府松山線配水管布設替工事負担金でございます。

第2項他会計負担金1,000円につきましては、項目のみの計上でございます。

第3項企業債2,160万円につきましては、石綿セメント管布設替工事に対する起債でございます。

第4項国庫支出金1,000円、第5項出資金1,000円につきましては、項目のみの計上でございます。

次に、支出です。

第1款資本的支出9,290万2,000円とするもので、前年度比4,129万5,000円の増を見込んでおります。

第1項資産購入費1,000円につきましては、項目のみの計上です。

第2項建設改良費5,724万円につきましては、石綿セメント管布設替工事費、県道利府松山線配水管布設替工事費であります。

第3項企業債償還金で3,566万1,000円につきましては、企業債の元金の償還分でございます。

次に、企業債でございます。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次とおりと定める。

まず、起債の目的、水道管路近代化推進事業費でございます。これは石綿管の工事に係る起債でございます。限度額を2,160万円とするものです。起債の方法につきましては、証書借入。率につきましては5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法につきましては、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借りかえることができるものとするものでございます。

一時借入金でございます。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足

を生じた場合におけるこれらの経費の各項間の流用とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費で1,282万4,000円とする。

他会計からの補助金。

第9条 高料金対策のため一般会計からこの会計への補助を受ける金額は506万円とする。

たな卸資産購入限度額。

第10条 たな卸資産の購入限度額は50万円と定めるものです。

平成28年3月3日 提出

大郷町長 赤間 正幸

以上で、議案第33号の説明を終わります。

それぞれの予算事項別明細書等をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第29号、議案第30号、議案第31号及び議案第33号の説明を終わります。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

まず、議案第25号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第25号の総括質疑を終わります。

次に、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第29号の総括質疑を終わります。

次に、議案第30号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第30号の総括質疑を終わります。

次に、議案第31号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第31号の総括質疑を終わります。

次に、議案第32号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第32号の総括質疑を終わります。

次に、議案第33号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第33号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号から議案第33号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第33号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

特別委員会開催のため、暫時休憩します。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

議員控室にお集まり願います。

午 後 1 時 2 7 分 休 憩

---

午 後 1 時 3 2 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に高橋重信議員、副委員長に佐藤千加雄議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月17日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月17日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る3月18日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

ここで執行部、議会議員に御連絡を申し上げます。

来る3月11日に3. 1 1 震災犠牲者に対して黙禱を行いますので、議員並びに執行部の方々は、震災発生時刻10分前の午後2時36分までに議場に御参集を願います。

---

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 1 時 3 3 分 散 会